

平成 27 年度

F P に関する制度改正資料

金融資産運用設計

不動産運用設計

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

リスクと保険

タックスプランニング

相続・事業承継設計

平成 27 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、**該当ページ**には、平成 26 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

ー山田コンサルティンググループー
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

<金融資産運用設計>

1. N I S Aの改正が行われます（平成 28 年 1 月 1 日以後の適用）。

- ・非課税投資額の上限を年 100 万円から年 120 万円に引上げ
- ・未成年者を対象とした「ジュニアN I S A」の創設（非課税投資額の上限は年 80 万円）

該当ページ P80、タックス P110

2. 運用報告書は「交付運用報告書」と「運用報告書（全体版）」の二段階化が行われています。

平成 26 年 12 月より運用報告書は、必ず書面で交付しなければならない重要事項が書かれた「交付運用報告書」と、投資信託委託会社のホームページなどに掲載し、投資家から請求があった場合のみ書面で交付しなければならない「運用報告書（全体版）」の二段階化が行われています。

該当ページ P95

<不動産運用設計>

1. 消費税率 10%（国税たる消費税 7.8%、地方消費税 2.2%）への引上げ時期が延長されました。

	改正前	改正後
引上げ時期	平成 27 年 10 月 1 日から	平成 29 年 4 月 1 日から

該当ページ P97

2. 土地の売買による所有権の移転登記について、登録免許税の税率の軽減措置（1,000 分 15）の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 3 月 31 日まで

該当ページ P100

3. 住宅用建物の所有権保存登記・所有権移転登記および住宅取得資金の貸付等にかかる抵当権設定登記について、登録免許税（税率）の軽減措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>27</u> 年 3 月 31 日まで	平成 <u>29</u> 年 3 月 31 日まで

該当ページ P. 101

4. 宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（課税標準を固定資産税評価額の 2 分の 1）の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>27</u> 年 3 月 31 日まで	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日まで

該当ページ P102

5. 住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>27</u> 年 3 月 31 日まで	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日まで

該当ページ P102

6. 住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の対象から、空家の敷地が除外されます（平成 28 年度分から適用）。

住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の対象から、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 5 月 26 日から施行）」に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等の敷地が除外されます（平成 28 年度分から適用）。

なお、特定空家等とは、下記の状態にある空家等をいいます。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

該当ページ P106、P108

7. 土地にかかる固定資産税の負担調整措置が継続されます。

宅地等にかかる固定資産税の負担調整措置は、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、現行の仕組みが継続されることとなりました。

該当ページ P107

8. サービス付き高齢者向け住宅に係る不動産取得税・固定資産税の特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>27</u> 年 3 月 31 日まで	平成 <u>29</u> 年 3 月 31 日まで

なお、固定資産税の特例措置については、税額が 5 年間は 2 分の 1 ～ 6 分の 5 の範囲内で軽減されます。

該当ページ P109

<ライフプランニング>

1. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が延長され、適用対象となる増改築等の範囲が拡大されました。

→改正内容は「相続・事業承継設計」4. の項でご確認ください。

該当ページ P87、相続 P107

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が延長され、非課税限度額が拡大されました。

→改正内容は「相続・事業承継設計」1. の項でご確認ください。

該当ページ P88、相続 P97

3. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限が延長されました。

→改正内容は「タックスプランニング」2. の項でご確認ください。

該当ページ P91～92、タックス P64～66、P89

4. すまい給付金の対象期間が延長されました。

消費税率 10%への引上げ時期が 1 年半延期されたことにより、すまい給付金の対象期間が平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日までに延長されました。

該当ページ P93

5. フラット 35S の金利引下げ幅が拡大されました。

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の策定により、フラット 35S の金利引下げ幅が年▲0.3%から年▲0.6%に拡大されています。この金利引下げ幅の拡大は、平成 27 年 2 月 9 日以降の資金受取分から平成 28 年 1 月 29 日までの申込受付分に適用されます。

該当ページ P120

6. 平成 27 年度も子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成 27 年度についても子育て世帯に対して「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

<給付対象および給付額>

平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者および要件を満たす者に係る児童手当の対象児童 1 人につき 3,000 円

該当ページ P137

7. 年金担保貸付の取扱いが変更されました。

平成 26 年 12 月、無理のない返済となるように年金担保貸付の取扱いが変更されました。

	改正前	改正後
融資限度額	次の 3 要件を満たす額の範囲内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 万円～<u>250</u> 万円の範囲内（資金用途が「<u>臨時生活資金</u>」の場合は <u>100</u> 万円が限度） ・ 受けている年金額（年額）と <u>同額</u> まで ・ 1 回あたりの返済額の 15 倍以内 	次の 3 要件を満たす額の範囲内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 万円～<u>200</u> 万円の範囲内（資金用途が「<u>生活必需物品の購入</u>」の場合は <u>80</u> 万円が限度） ・ 受けている年金額（年額）の <u>0.8 倍</u> まで ・ 1 回あたりの返済額の 15 倍以内
返済方法	年金支給機関より直接返済される。 偶数月に受給する年金支給額の <u>1/2</u> 以下で指定した額（定額。1 万円単位で下限は 1 万円）	年金支給機関より直接返済される。 偶数月に受給する年金支給額の <u>1/3</u> 以下で指定した額（定額。1 万円単位で下限は 1 万円）

該当ページ P151

<リタイアメントプランニング>

1. 労働者災害補償保険の保険料率が改正されました。

	改正前	改正後
労災保険料率	2.5/1,000～ <u>89</u> /1,000	2.5/1,000～ <u>88</u> /1,000

該当ページ P5

2. 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率が改正されました。

	改正前	改正後
保険料率	9.85%～10.16%	9.86%～10.21%

なお、全国平均は10.00%で変わりません。

該当ページ P27

3. 国民健康保険の保険料の上限が引き上げられました。

国民健康保険の保険料の上限が年額69万円（基礎分52万円、後期高齢者医療支援金分17万円）に引き上げられました。また、介護納付金の上限も年額16万円に引き上げられ、介護納付金を含む国民健康保険の保険料の上限は年額85万円となりました。

該当ページ P30、P45

4. 70歳未満の高額療養費制度が改正されました。

平成27年1月、70歳未満の高額療養費制度の所得区分が3区分から5区分に細分化されました。

<70歳未満の高額療養費制度（平成27年1月以降）>

対象者		算定基準額（月額）	多数該当
高所得者	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円

低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円
------------------	---------	---------

(注) 低所得者とは、市町村民税非課税者および生活保護法に規定する要保護者

該当ページ P33～37

5. 高額介護合算療養費制度が改正されました。

70 歳未満の高額療養費制度の改正にあわせて高額介護合算療養費制度の所得区分も細分化されました。

<高額介護合算療養費制度>

区 分		算定基準額 (年額)			
		平成26年 8 月～平成27年 7 月		平成27年 8 月以降	
		70歳未満	70～75歳未満	70歳未満	70～75歳未満
低所得者 (※ 1)	I	34万円	19万円	34万円	19万円
	II		31万円		31万円
標準報酬月額26万円以下		63万円	56万円	60万円	56万円
標準報酬月額28万円～50万円		67万円	67万円 (※ 2)	67万円	67万円 (※ 2)
標準報酬月額53万円～79万円		135万円		141万円	
標準報酬月額83万円以上		176万円		212万円	

※ 1) 低所得者および区分 II は市町村民税非課税の者等。区分 I は世帯員全員が住民税非課税で、かつ被保険者とその扶養家族全員に所得がない世帯に属する者等。

※ 2) 70歳以上75歳未満では標準報酬月額が28万円以上かつ年収が単身世帯の場合は383万円以上、2人以上世帯の場合は520万円以上。

該当ページ P36～37

6. 産科医療補償制度の掛金が引き下げられました。

平成 27 年 1 月、産科医療補償制度の補償対象範囲となる所定要件や掛金額の見直しが行われ、掛金はそれまでの 3 万円から 1 万 6 千円に引き下げられました。なお、出産育児一時金の給付額は 1 児につき 42 万円が変わりませんが、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は 1 児につき 40 万 4 千円となりました。

該当ページ P39～40

7. 介護保険の改正

(1) 第1号被保険者の所得段階が細分化されました。

第1号被保険者の保険料を算出する際の所得段階が細分化され、標準9段階となりました。市区町村が条例により独自に10段階以上の設定や基準額に対する増額・減額の割合の変更などを定めることもできます。標準段階では所得の多い人は基準額の1.7倍まで、所得の少ない人は基準額の0.45倍までの間で段階が設けられます。

該当ページ P52

(2) 協会けんぽの介護保険料率が引き下げられました。

	改正前	改正後
介護保険料率	1.72%	1.58%

該当ページ P53

(3) 一定以上所得のある第1号被保険者の介護サービスの利用者負担割合が引き上げられます。

平成27年8月以降、一定以上所得のある第1号被保険者（65歳以上）の介護サービスの利用者負担割合が1割から2割に引き上げられます。なお、一定以上所得は、単身で年金収入のみの場合、280万円以上とされる見通しです。

該当ページ P53、P57

(4) 特別養護老人ホームの入所対象者が厳格化されました。

平成27年4月以降、特別養護老人ホーム（特老）に新たに入所するには、原則として要介護3以上の者のみとなりました。

該当ページ P57

8. 公的年金の改正

(1) マクロ経済スライドが初めて実施されます。

マクロ経済スライドは平成 16 年公的年金改正により導入が決まりましたが、デフレ経済下では実施されないことになっていました。そのため、これまでに実施されたことはありませんでしたが、平成 27 年度に初めて実施されます。

該当ページ P66～67

(2) 国民年金保険料が改正されました。

平成 27 年度の国民年金保険料は月額 15,590 円です。

該当ページ P77

(3) 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 27 年 4 月 1 日現在の厚生年金保険料率は 17.474%です。

該当ページ P80

(4) 受給資格期間の短縮の実施時期が延期されました。

公的年金の受給資格期間 25 年から 10 年への短縮が平成 27 年 10 月 1 日から予定されていましたが、実施時期が平成 29 年 4 月 1 日に延期されました。

該当ページ P85、P95

(5) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付の実施時期が延期されました。

低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付が平成 27 年 10 月 1 日から予定されていましたが、実施時期が平成 29 年 4 月 1 日に延期されました。

該当ページ P85

(6) 老齢給付の年金額が改正されました。

	改正後（平成 27 年度）	該当ページ
老齢基礎年金	780, 100 円	P90～91、P103～104、P106
振替加算	224, 500 円から 15, 000 円	P93、P106
定額部分	1, 626 円	P100、P106
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 224, 500 円～390, 100 円 子：2 人目まで 224, 500 円 3 人目以降 74, 800 円	P103、P106

(7) 在職老齢年金の支給停止額が改正されました。

60 歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整変更額および 65 歳以降の在職老齢年金の支給停止調整額が、46 万円から 47 万円に変更されました。なお、60 歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整開始額 28 万円に変更はありません。

該当ページ P109～111

(8) 障害給付の年金額が改正されました。

	改正後（平成 27 年度）	該当ページ
障害基礎年金 1 級	975, 100 円	P126、P129
障害基礎年金 2 級	780, 100 円	P126、P129
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224, 500 円 3 人目以降：74, 800 円	P126、P129
障害厚生年金の配偶者の加算	224, 500 円	P128、P129
障害厚生年金 3 級の最低保障額	585, 100 円	P128

(9) 遺族給付の年金額が改正されました。

	改正後（平成 27 年度）	該当ページ
遺族基礎年金	780, 100 円	P132、P139～140
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224, 500 円 3 人目以降：74, 800 円	P132、P139～140
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	585, 100 円	P137、P139

<リスクと保険>

1. 保険業法が改正され、保険募集の基本的ルールが創設されます。

保険業法の改正法案が平成 26 年 5 月に成立し、保険募集におけるルールが見直されます。改正のポイントは、①保険募集の際の情報提供義務・意向把握義務などの保険募集に係る基本的ルールの創設、②代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入、の 2 点です。保険募集の基本的ルールの創設とは、これまで法律上に定められていた「不適切な行為の禁止」に限らず、情報提供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対応を求める義務を導入するということです。なお、施行日は公布日から 2 年以内に政令で定める日（平成 28 年 5 月予定）です。

該当ページ P138 に追加

<タックスプランニング>

1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（出国時課税制度）が創設されました。

平成 27 年度税制改正により、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（出国時課税制度）が創設されました。

出国時課税制度とは、㊦国外転出（国内に住所および居所を有しないこととなること）をする居住者（注）が、㊧時価 1 億円以上の「有価証券等」「未決済デリバティブ取引等の含み益」を有する場合には、当該国外転出のときに、一定の取決めのもと、当該有価証券等の譲渡または当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、譲渡所得の金額を計算する制度です。ただし、本特例の適用を受けた者が、国外転出の日から 5 年を経過する日までに帰国し、そのときまで引き続き当該有価証券等を有していた場合には、本特例による課税を取り消すことができます。

なお、納税にあたっては、一定の猶予制度（最長 10 年）が設けられています。また、居住者（贈与等の日前 10 年以内に国内に住所等を有していた期間が 5 年以下の者を除く）で上記㊧の要件を満たす者が、贈与、相続もしくは遺贈により、当該有価証券等を非居住者に移転した場合、上記と同様、そのときにおける価額に相当する金額によって譲渡等があったものとみなして所得税が課されます。

この特例は、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出をする場合または非居住者に贈与等する場合に適用されます。

（注）この場合の居住者とは、国外転出の日前 10 年以内に、国内に住所または居所を有していた期間の合計が 5 年超である者をいいます。

該当ページ P31 に追加

2. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限が延長されました。

消費税率 10%への引上げ時期が 1 年半延期されたことにより、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限が、平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日までに延長されました。

該当ページ P64～66、P89、ライフ P91～92

3. N I S A の改正が行われます（平成 28 年 1 月 1 日以後の適用）。

→改正内容は「金融資産運用設計」 1. の項でご確認ください。

該当ページ P110、金融 P80

4. 法人税の税率が改正されました。

普通法人	資本金または出資金	所得金額	税率
	1 億円超	—	23.9%（注 1）
	1 億円以下	年 800 万円以下の部分	15%（注 2）
年 800 万円超の部分		23.9%（注 1）	

（注 1）平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

（注 2）大法人の 100%子法人や 100%グループ内の複数の大法人に 100%保有されている法人で、資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人等は、年 800 万円以下の税率（中小法人の軽減税率）を適用することはできません。上記の税率は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度から適用されず。

該当ページ P165

5. 消費税率 10%への引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日からとなりました。

消費税率 10%への引上げ時期が 1 年半延期され、平成 29 年 4 月 1 日からとなりました。

該当ページ P197

<相続・事業承継設計>

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が延長され、非課税限度額が拡大されました。

平成 21 年度に創設された「直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」の適用期限が、平成 26 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日に延長されました。また、延長に合わせて非課税限度額も以下のとおり変更となりました。

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例

契約の締結時期	平成 27 年	平成 28 年			平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年
		1~9 月	消費税等 ^{※2}	10~12 月	1~9 月	10~12 月	1~9 月	10~12 月	1~6 月
下記以外の住宅用家屋	1,000 万円	700 万円	10%以外	700 万円	700 万円	500 万円	500 万円	300 万円	300 万円
			10%	2,500 万円	2,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	700 万円	700 万円
良質な住宅用家屋 ^{※1}	1,500 万円	1,200 万円	10%以外	1,200 万円	1,200 万円	1,000 万円	1,000 万円	800 万円	800 万円
			10%	3,000 万円	3,000 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,200 万円	1,200 万円

※1 「良質な住宅用家屋」とは、省エネ性または耐震性またはバリアフリー性に適合した住宅用家屋をいう。

※2 「消費税等」とは、住宅用家屋の取得等にかかる対価の額または費用に含まれる消費税等の税率をいう。

(2) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例

契約の締結時期	平成 27 年	平成 28 年			平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年
		1~9 月	消費税等 ^{※2}	10~12 月	1~9 月	10~12 月	1~9 月	10~12 月	1~6 月
下記以外の住宅用家屋	1,000 万円	1,000 万円	10%以外	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
			10%	2,500 万円	2,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
良質な住宅用家屋 ^{※1}	1,500 万円	1,500 万円	10%以外	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円
			10%	3,000 万円	3,000 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円

※1、2は上記参照

該当ページ P97、ライフ P88

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限が延長され、教育資金の用途の範囲が拡大されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 12 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 25 年度に創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限

が、平成 27 年 12 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日に延長されました。また、対象となる教育資金の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が追加されました。

該当ページ P98～99

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。

平成 27 年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されました。平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われる直系尊属から子や孫に対する結婚・子育て資金の一括贈与について、適用要件を満たす場合に、一定額まで贈与税が非課税となります。

本制度の適用要件等は次のとおりです。

贈与者	受贈者の直系尊属（父母や祖父母）
受贈者	20 歳以上 50 歳未満の者（子や孫）
贈与財産	結婚・子育て資金 ^{※1} の支払に充当するための金銭等
贈与手段	金銭等を金融機関 ^{※2} に信託等する
申告	受贈者は金融機関を経由して非課税申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない
払出しの確認等	受贈者は結婚・子育ての支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない
非課税限度額	受贈者 1 人につき 1,000 万円（結婚に際して支出する費用は 300 万円が限度）

※1 結婚・子育て資金の範囲

- ①結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用および引越に要する費用のうち一定のもの
- ②妊娠や出産に要する費用、子の医療費や保育料のうち一定のもの

※2 金融機関の範囲

- ①信託会社（信託銀行を含む）、②銀行等、③金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）

また、結婚・子育て資金の残額の取扱いについては、事由ごとに下記のとおり規定されています。

事由		残額の取扱い
終了事由	受贈者が 50 歳に達した場合	事由該当日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税が課される
	信託財産等の価額がゼロとなり、終了の合意があったとき	
	受贈者が死亡した場合	残額について贈与税は課されない
期間中に贈与者が死亡した場合		残額について当該贈与者の死亡にかかる相続税の課税価格に加算する (当該残額に対応する相続税額については、孫が受贈者であっても、2割加算の対象外)

該当ページ P99 に追加

4. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が延長され、適用対象となる増改築等の範囲が拡大されました。

改正前	改正後
平成 26 年 12 月 31 日まで	平成 31 年 6 月 30 日まで

平成 15 年に創設された「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用期限が、平成 26 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日に延長されました。また、適用対象となる増改築等の範囲に、「一定の省エネ改修工事」「バリアフリー改修工事」「給排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事」が加えられました。

該当ページ P107、ライフ P87

5. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度が一部見直されました。

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度は、以下の見直しが行われました。

1 代目から 2 代目へ株式の承継を行った後に、2 代目から 3 代目に株式の再贈与等を行った場合にも、一定の要件のもと 1 代目から 2 代目への株式の承継に際し猶予されていた税額が免除される（平成 27 年 4 月 1 日より）

<連続して事業承継税制の適用を受ける場合の取扱い>

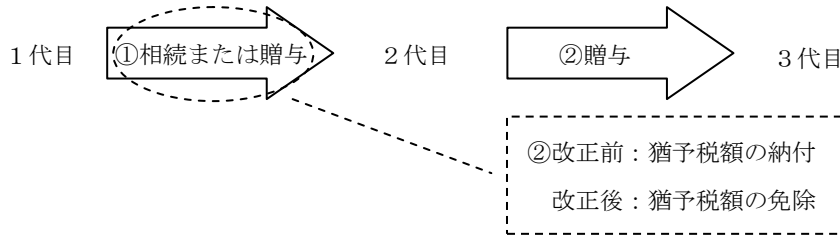
2 代目から 3 代目 1 代目から 2 代目	相続	贈与 ^(※1)	
		経営（贈与） 承継期間内 ^(※2)	経営（贈与） 承継期間経過後
相続	免除 (従来より)	免除 (追加)	免除 (従来より)
贈与	免除 (従来より)	免除 (追加)	(ロ) 免除 (追加)

(※1) 後継者（3 代目）が非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合に限る

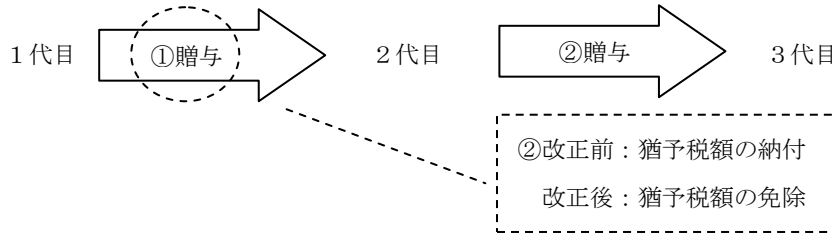
(※2) 身体障害等のやむを得ない理由により、2 代目が代表者でなくなった場合に限る

なお、「経営（贈与）承継期間」とは、相続税または贈与税の申告期限の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの期間等をいいます。

(イ) 経営（贈与）承継期間内に2代目が3代目へ贈与を行った場合（※2）



(ロ) 経営（贈与）承継期間経過後に2代目が3代目へ贈与を行った場合



該当ページ P. 186～、P. 193～

平成 27 年度

F P に関する制度改正資料

2015 年 6 月 30 日発行

制作・著作・発行

株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

無断複写・複製・頒布を禁じます。